

倫理規程

平成 25 年 3 月 24 日制定

(組織の使命及び社会的責任)

第 1 条 一般社団法人島根県臨床検査技師会（以下「法人」という。）は、その設立目的に従い、臨床検査を通じて広く医療並びに公衆衛生の向上に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらねばならない。

2 この法人は、この法人の会員に対して組織の社会的使命と役割について普及・定着を図らなければならない。

(社会的信用の維持)

第 2 条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第 3 条 この法人は、関連法規及び定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、行動しなければならない。

(私的利用の禁止)

第 4 条 この法人の役員及び職員は、社会的使命と役割を十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第 5 条 この法人の役員及び職員は、職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第 6 条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 7 条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期するとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第 8 条 この法人の役員及び職員は、この法人の発展と能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第 9 条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

(規程の変更)

第 10 条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

(附則)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条により準用される同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。